

江府町教育大綱

【江府町教育振興基本計画】

令和 3 年度～令和 8 年度

令和 3 年 4 月

江府町

目 次

頁

■江府町教育大綱の理念と目標

1 大綱策定の趣旨	1
2 大綱策定の構成	2

■江府町教育振興基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ	3
2 計画の期間	3
3 計画の実効性の確保	3

第2章 本町教育を取り巻く現状と課題

1 本町を取り巻く現状と課題	4
2 子どもを取り巻く現状と課題	5
3 生涯学習を取り巻く現状と課題	6

第3章 計画における基本施策

I 幼児教育・学校教育

1 基本的な方向1 確かな学力の育成	
(1) 保小中連携の推進	7
(2) 学力の定着と向上	8
(3) 教職員の資質向上	9
(4) 特別なニーズに対応した教育・支援の推進	10

2 基本的な方向2 豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進	11
(2) 読書活動の推進	12
(3) 食育の推進と学校給食の充実	13
(4) 児童生徒の体力の向上	14

3 基本的な方向3 幼児教育の充実

(1) 質の高い保育の提供	15
(2) 保育環境の整備	16

4 基本的な方向4 安心安全な教育環境	
(1) 環境整備の推進	17
(2) 学校安全対策の強化	18

5 基本的な方向5 学校・地域・家庭の連携	
(1) 家庭や地域の教育力の向上	19
(2) ふるさと教育の推進	20

II 社会教育

1 基本的な方向1 青少年の育成

(1) 青少年の健全な育成	21
(2) 社会性の育成	22
(3) 地域の子育て環境整備の推進	23

2 基本的な方向2 学習機会の充実

(1) 生涯学習の推進	24
-------------	----

3 基本的な方向3 施設機能の充実

(1) 生涯学習施設の充実	25
---------------	----

4 基本的な方向4 歴史・文化遺産の活用

(1) 文化財保護の推進	26
(2) 郷土学習の推進	27

5 基本的な方向5 芸術文化の振興

(1) 芸術文化にふれる機会の充実と人づくり	28
------------------------	----

6 基本的な方向6 スポーツを通じた健康で豊かな生活づくり

(1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実	29
(2) 若者のスポーツ機会拡充と高齢者の体力づくり支援	29
(3) 住民が主体的に参画する地域スポーツの環境整備	30
(4) スポーツ環境の整備	30

III 人権教育

1 基本的な方向1 人権教育の推進

(1) 保育園・学校や地域で学ぶ人権教育	31
----------------------	----

江府町教育大綱の理念と目標

1 大綱策定の趣旨

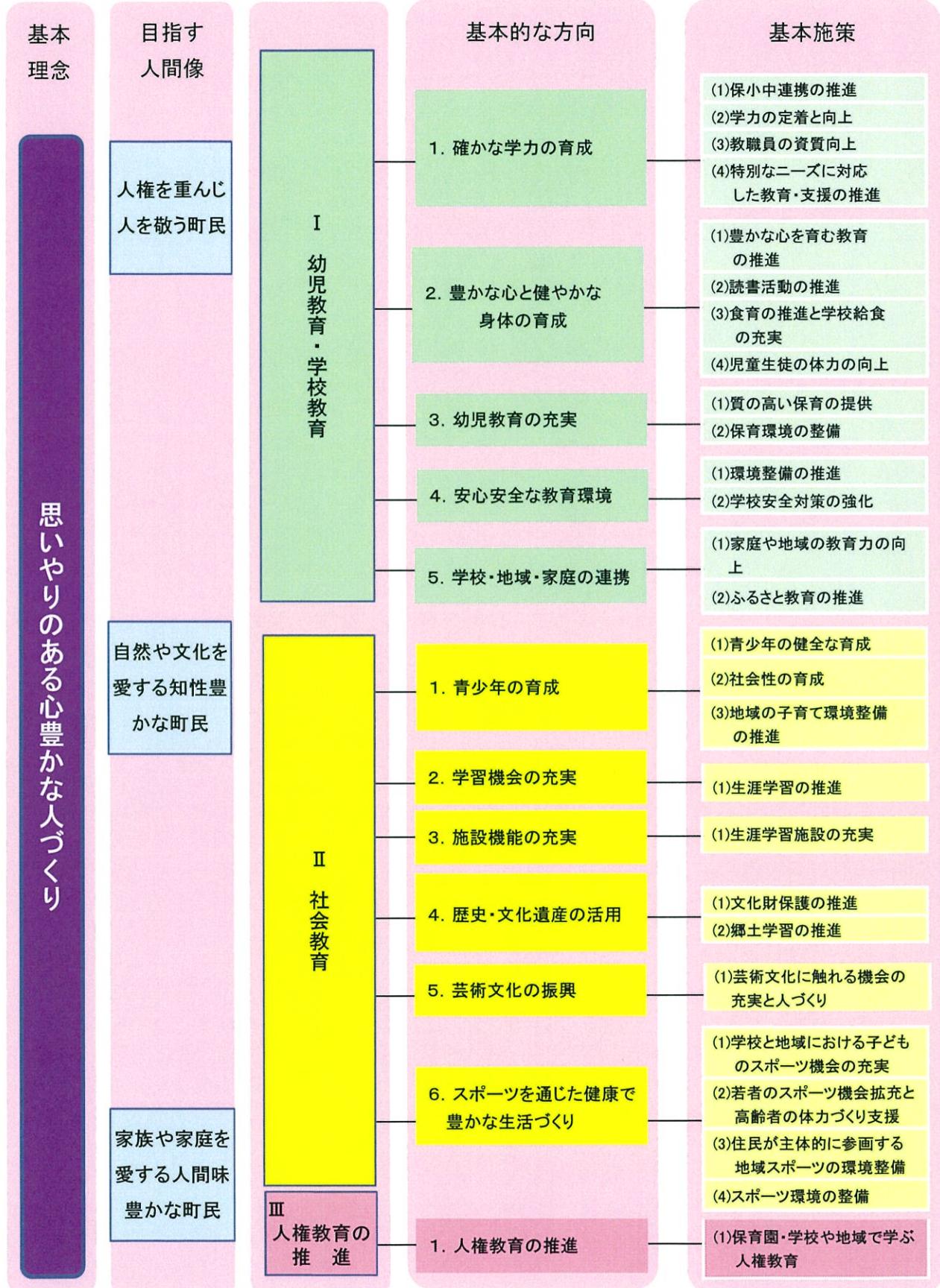
近年の教育を取り巻く環境は、科学技術の飛躍的な進歩、情報化の進展や国際化など輝かしい発展がある一方で、少子高齢化、子どもの学ぶ意欲や学力の低下、家庭・地域の教育力の低下や社会における安全・安心の確保など様々な課題が発生しています。

このような環境の変化は、江府町にも当てはまるものもあり、大小の違いはあるものの同様な課題はいつ直面するか分からぬ状況にもあります。

国では、こうした課題に取組むため、平成 18 年に教育基本法の改正が行われました。この改正により、その第 17 条にもあるように、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための『教育振興基本計画』を策定することとなり、地方公共団体においても、国の計画を参照して「教育振興基本計画」を策定するよう努める努力義務が課せられました。

本町では、平成 29 年に「江府町教育大綱」を策定し、教育振興の基本的な方向として「江府町教育振興計画」をもとに進めてきました。また、本町の総合計画などにおいて計画的に教育行政を推進してきたところです。今後、本町教育の一層の充実を図ることが必要であるため、中長期的視点から取り組むべき施策の全体像、体系を明らかにし、教育関係者のみならず町民全体で、本「江府町教育大綱」により「江府町教育振興計画」を推進してまいります。

2 大綱策定の構成



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

この計画は、国の第3期教育振興基本計画及び鳥取県教育振興計画を参照し、町の未来計画との整合性を図りながら、本町が目指す教育の姿（目標）や施策の基本的な方向などを明確に示し、それらを確実に実現するために、必要な教育施策や取組みを体系的に整理した、教育に関する基本的な計画です。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 町政運営の長期的かつ総合的基本指針である「江府町未来計画」の教育に関する分野別計画

2 計画の期間

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

3 計画の実効性の確保

この計画の推進にあたっては、計画、実行、評価、改善のサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保しています。具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「教育委員会の事務の点検及び評価」を実施し、これを議会に提出します。



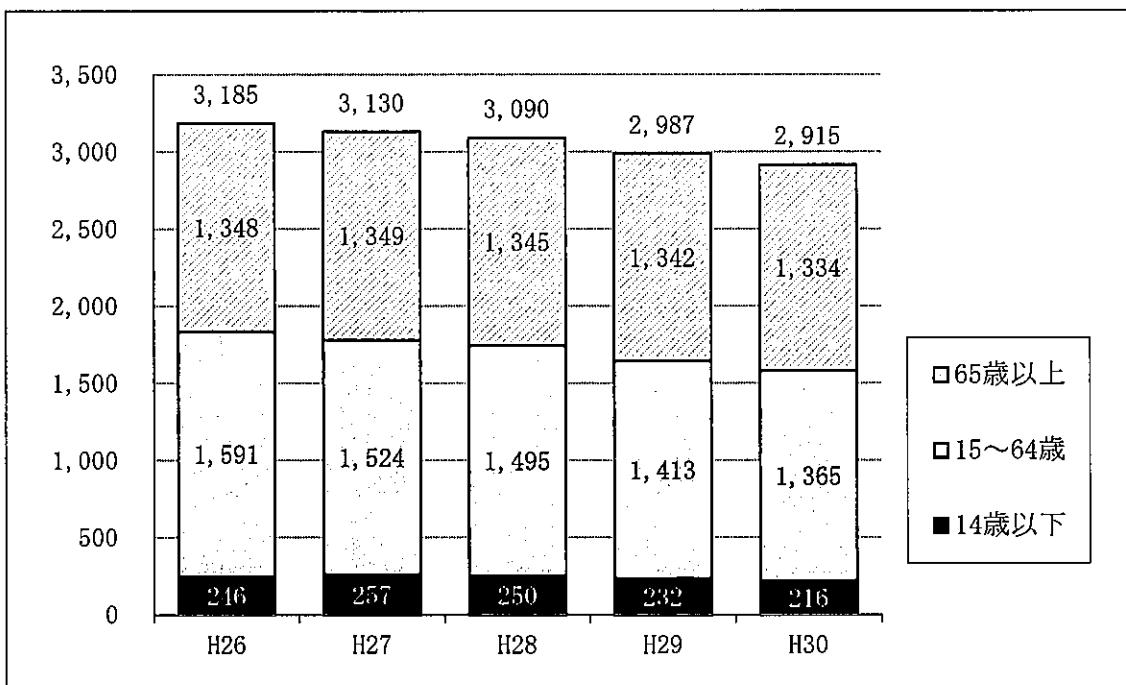
第2章 本町教育を取り巻く現状と課題

1 本町を取り巻く現状と課題

本町の将来人口推計によると、本町の総人口は減少し続けることが予想されています。14歳までの年少人口も減少傾向にあり、園児、児童・生徒数が減少することが予想されます。子ども達の減少により、子どもが一人もいなくなった地区もあり、かつて地域と共にあった教育環境が失われつつあります。子ども達が減少する中、豊かで確かな教育の実現のためにはどうすべきかを考えながら教育行政を推進していかなければなりません。

一方で、高齢化も顕著で、平成30年度には65歳以上が占める割合は46%となり、およそ2人に1人は高齢者という時代になっています。社会を支え町の発展に尽くされてきた高齢者の方が、生きがいを持ち、生涯いきいきと生活できる環境を整えるため、生涯学習をより一層充実させていくことが大切です。また、それらの学習で得られたノウハウやこれまで積み重ねてきた経験や知識をまちづくりに生かすことで、一人一人が自己有用感を持てるような仕組づくりも必要です。

■総人口および年齢3区分別人口の推移（単位：人）



○児童・生徒数の推移（各年度 5月 1日現在 令和 3 年度以降は推定）

※令和 4 年 4 月～：奥大山江府学園<義務教育学校>

(単位：人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
小1	8	17	17	11	16	17	10	14	8	10
小2	21	8	17	17	11	16	17	10	14	8
小3	10	18	8	17	17	11	16	17	10	14
小4	7	10	18	9	17	17	11	16	17	10
小5	17	7	10	18	9	17	17	11	16	17
小6	20	18	7	11	18	9	17	17	11	16
小計	83	78	77	83	88					
中1	24	17	17	7	11	18	9	17	17	11
中2	21	23	17	16	7	11	18	9	17	17
中3	25	22	23	17	16	7	11	18	9	17
中計	70	62	57	40	34					
合計	153	140	134	123	122	123	126	129	119	120

2 子どもを取り巻く現状と課題

平成 21 年の小学校統合により、本町は保育園 1 園、小学校 1 校、中学校 1 校となりました。本町のめざす子ども像に近づけていくためには、発達段階を考慮しながら、役割を明確にした上で一貫した教育を進めていくことが重要です。遊びを通して学ぶ段階、学びを楽しむ段階、より高い学びを求める段階など、一連の育ちを意識した教育を進めていくことが必要です。

平成 29 年に学習指導要領が改訂され、新しい時代に必要となる資質・能力や、「主体的で対話的で深い学び」といった学習過程の改善の視点などが示されました。教職員も新しい指導要領に沿った指導ができるよう、ICT 活用なども含めた資質向上を図ることも重要です。併せて、学校教育を通じて社会を創るという目標達成に向けて社会に開かれた教育課程を編成し実践していくかなければなりません。本町では令和 2 年度より、コミュニティ・スクールをスタートさせました。今後は、学校運営協議会の機能を充実させ、地域と共にある学校づくりを進めていくことが必要です。

時代の変化とともに子ども達も多様化し、より個に応じた教育が求められています。本町でも、通常の学級での一次支援、通級、特別支援学級等の支援を行っていますが、今後も個に応じた支援の充実を図りながら、一人一人の力をしっかりと伸ばしていくかなければなりません。

人格の形成のためには、「知・徳・体」のバランスが大切です。豊かな心を育むた

めには、豊かな体験や読書活動なども充実を図らなければなりません。自然を活かした体験活動や地域ボランティアによる読み聞かせなど、これまでの取組を振り返りながら、より効果のある取組を進めていく必要があります。

また、体力の向上も重要です。学校での体育科の授業だけでなく、遊びや部活動、各種行事などを通して運動する楽しさを感じたり自らの力の伸びを実感したりするような取組により、体力の向上を図っていく必要があります。

充実した教育を進めていくためには、なによりも安心・安全な環境が整っていかなければなりません。体育館や校舎、給食センターなどの整備も行ってきましたが、今後も安心して過ごせる施設を維持していくことが大切です。また、異常気象や不審者、情報化社会の弊害など新たな危機に備えるも必要があります。生徒指導上の不安を抱える子ども達への手立ても必要です。本町でも教育相談室の開設や、スクールソーシャルワーカーの配置などにより充実を図ってきましたが、今後も子ども達の困り感や不安、悩みに合わせて適切な対応をしていかなければなりません。

過疎化が進む本町にあって、地元で活躍する人材の育成は本町の学校教育や幼児教育において重要な役割を担っています。これまでにも、地域学習などを通して、子ども達の目を地域に向けさせる取組を進めてきました。平成30年からは、アントレプレナーシップ・スクール事業も始め、自分の町を創るという視点も取り入れています。ふるさと教育の充実を図り、地域で活躍する人材の育成を図っていく必要があります。

3 生涯学習を取り巻く現状と課題

生涯学習は、生涯にわたって充実した心豊かな生活を送るために必要な取組であるとともに、学習によって習得した知識や技術、その成果を生かした活動は、町民が行政と協働してまちづくりを推進する大きな力になります。学習活動を通じて地域社会が人を育み、人が地域社会をつくるという良い循環をつくることが求められています。このような良い循環をつくるために、いつでもどこでも学習ができ、学んだことを地域に生かすことができる体制の構築を目指します。

また、社会教育は町民の生活課題や地域課題について町民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動です。人づくりや絆づくり・地域づくりを進めるためには、公民館活動を中心に学習環境の整備や連携・協働体制の構築を積極的に推進する必要があります。

高齢化が進む中、町民が生涯学び続けられるためにも、一層の生涯学習の充実を図っていく必要があります。芸術や文化、スポーツなど、ニーズに合わせた取組を進めることにより、全ての世代が生き生きと学ぶ環境づくりに努めなければなりません。

第3章 計画における基本施策

I 幼児教育・学校教育

1. 基本的な方向1：確かな学力の育成

(1) 保小中連携の推進

<現状と課題>

子どもは成長の段階に応じて、保育園・小学校・中学校と異なる環境の中で育ちます。しかし、子どもの育ちは細切れではなく1つに連なったものです。これまでの様子を理解し、これから姿をイメージしながら、めざす子ども像に向かって保育や教育が展開されてこそ、子ども達一人一人の力を伸ばすことにつながります。

本町では、現在、保育園1園、小学校1校、中学校1校となっています。学校の教職員による保育体験、小中の協働による授業改善の取組、生徒指導や特別支援教育の担当者による情報共有の場の設定など、これまでも相互理解を深める取組を進めてきました。今後は、保小中の教職員が共通の課題意識をもとに共同で研修を重ねたり、保育や教育の系統化や指導法の共通化を図ったりするなど、より一貫した教育を進めていく必要があります。そのための大きな取組として、令和4年度より小中学校を一体化した義務教育学校をスタートさせることにしました。これにより、より一貫性のある教育を展開し、保育園や義務教育学校の教職員が一丸となって、子ども達の育ちを支えていきます。

また、義務教育学校になることにより、異年齢による子ども同士の交流を積極的に設け、上級生には思いやりややさしさ、また年長としての誇りを感じる場や、下級生が成長することへの憧れを感じ自らの将来を思い描く場を積極的に設けていきます。

<主な取り組み>

- 保小中を通した一貫性・系統性のある授業（保育）の展開
- 教職員の積極的な実践交流（公開授業、公開保育の推進）
- 異年齢での交流活動の充実

(2) 学力の定着と向上

<現状と課題>

平成29年に学習指導要領が改訂され、「主体的・対話的で深い学び」という学び方を重視した授業改善の方向性が示されました。併せて、時代の要請に応じて、道徳教育や外国語教育の充実、プログラミング教育の実施など新たな取組も始まりました。

今後は、義務教育学校開校も踏まえて、より一層小中連携を進め、小・中学校での授業改善の取組の共有化や、協働による研究体制の充実により、新たな課題に対応できるチーム体制を組み、指導の充実を図ります。また、小学校高学年段階での教科担任制を推進し、より専門的で知的好奇心を満足させるような授業を行っていきます。また、多様なニーズに応じた支援ができるよう、学習支援員を配置します。

また、GIGAスクール構想の取組として、一人1台の情報端末を整備し、全ての子ども達が個別最適化された学習環境を実現させ、ICT機器を活用しながらより一層学力の定着と向上を目指します。

併せて、学校外での学習環境の充実をめざし、公設塾や防災・情報センターの学習センター機能の充実も図っていきます。

本町のように義務教育を終えるまで同一の集団で育つ子どもたちには、意図的に人間関係づくりに必要なコミュニケーション力を育成する場を設定する必要があります。異学年、他校との交流、世代間交流、国際交流等、様々な場面を設定し、望ましい人間関係づくりに必要な資質・能力の育成を図っていきます。

<主な取り組み>

- 主体的・対話的で深い学びを実現させるための授業実践
- 小学校高学年における教科担任制の導入
- きめ細かい指導に対応するための学習支援員などの人的配置
- ICT機器の整備と活用
- 標準化された学力調査の実施・分析をもとにした授業改善
- 外国語指導助手（ALT）の配置と活用
- 多様な交流活動の実施
- 公設塾「いもこ塾」公設塾「まなびや縁側」、防災・情報センターの学習センター機能の充実等による学校外での学習環境の整備

(3) 教職員の資質向上

<現状と課題>

子ども達の力を伸ばすためには教職員の指導力の向上は不可欠です。より良い授業をめざし、常に研究と修養を重ねることは教職員に課せられた使命です。

本町では、保小中がそれぞれに研究推進計画を立て、より良い指導法を求めて公開保育や公開授業、研究会などを行ってきました。

平成29年度に示された学習指導要領では、外国語の充実やプログラミング教育の実施など、子ども達の資質・能力を伸ばすため様々な取組が示されました。これまでの教育のあり方を見直し、時代に応じた指導力が求められています。

今後は、保育園や小・中学校といった枠組みを超えて、それぞれの良さを取り入れ、教職員同士が切磋琢磨しながら、指導力を向上していくような体制を整えていきます。令和4年度から開校する義務教育学校では、そのような取組を一層充実させ、小・中学校といった枠組みにとらわれない、新しい形の教育を目指した教職員の研修体制を構築していきます。

また、ICT活用を一層推進するため、ICT支援員を配置し、情報機器の環境整備や授業への支援、教職員への研修支援といった業務に当たらせることで、これから時代に対応した情報機器が活用できる教職員の資質・能力の向上を図ります。

<主な取り組み>

- 公開保育、公開授業の積極的実施と参加促進
- 合同研修会の開催
- ICT支援員の配置と活用
- 保小中の協働による保育・授業改善の取組

(4) 特別なニーズに対応した教育・支援の推進

<現状と課題>

社会の複雑化とともに子ども達も多様化し、一律の教育では一人一人の力を十分に伸ばすことが難しい時代になってきました。多動性や衝動性が強かったり、人間関係をうまくつくれないなど、学びにくさを持つ子ども達も増加傾向にあり、個別のニーズに応じた適切な支援を行うことが重要です。

本町では、保育園での健診等によりニーズを持った子どもを早期に発見するとともに、関係機関や保護者が連携して、それに応じた適切な支援を行うようにしてきました。就学後も、支援が適切に引き継がれるような仕組みづくりも進めてきたところです。

子どもの成長は一人一人違いがあり、また時期によっても異なっています。各校で行われる就学支援委員会において多面的に子ども達を見とり、より適切な支援を行っていくことが大切です。通常の学級での一次支援、通級指導、特別支援学級での指導、特別支援学校への就学など、その時々のニーズに応じた最適な支援体制が組めるようにしていきます。

また、支援が途切れることがないよう、特別支援教育担当者会等の充実を図るとともに、関係機関共同の保育や授業参観等、子どもの実態を的確にとらえるような取組を進めています。また、スクールソーシャルワーカー※1が関係機関を結ぶ要となり、より適切な支援につながる取組を進めています。

一人一人にきめ細かい対応をしていく体制がとれるよう、加配教員の確保に努めるとともに、学習支援員などの支援策も引き続き取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- 関係機関が連携した各種健診の実施
- 就学支援と丁寧な引継ぎ（支援シート・支援計画・指導計画の作成と活用）
- 校内就学支援委員会、町内特別支援教育担当者会の充実
- 教育相談室による支援の充実
- スクールソーシャルワーカー※1による関係機関との連携強化
- 学習支援員の配置

※1 スクールソーシャルワーカー

子ども本人と向き合うだけではなく家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら子どもを取り巻く環境を調整する。

2. 基本的な方向 2 : 豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進

<現状と課題>

豊かな体験は豊かな心を育みます。自然豊かな本町では、小学校において町内誘致企業と連携した「ブナの実プロジェクト」や、中学校における職場体験学習など、体験活動の充実を図ってきました。また、グローバル社会を生き抜く人材を育てるためには、民族や国籍の違いをより良く理解・尊重し、共に生きる心を育てるこも重要です。そのため、保育園や小学校での外国語指導助手の活用も進めてきました。

様々な人間関係づくりを経験させるため、異年齢や他校種また他校の子どもとの交流活動を進めることも重要です。小・中学校だけでなく、保育園でも異年齢保育を実践していますが、令和4年度に義務教育学校が開校するにあたり、今まで以上に異年齢での交流を行うことが可能になります。また、小学校では姉妹町である西ノ島町の児童との交流も行っています。今後も体験的な活動をさらに充実させ、豊かな心を育てていきます。

人権教育の推進という観点では、小・中学校の通常の授業だけでなく保護者と共に人権ワークショップや人権公演などを実施してきました。行政の人権教育と連携した取組も進めているところです。今後は、大人も子どもも一体となつた取組により、人権意識の高い町づくりの基礎となる人権教育を進めていきます。

道徳の教科化に伴い、豊かな心を育むためのより充実した道徳指導が行えるよう、教職員の指導力向上も図っていきます。

<主な取り組み>

- 地域を素材とする体験活動やボランティア活動等の充実
- 保小での ALT の活用等による国際理解教育の推進
- 異年齢、他校種及び他校（姉妹町児童）との交流促進
- 人権教育の推進
- 小・中連携による道徳指導充実のための研修強化

(2) 読書活動の推進

<現状と課題>

読書は心の栄養といいます。子どもの読書活動推進に関する法律では、読書は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と示されています。子どもの頃の読書経験は、その後の読書人生に関わる重要な経験でもあります。本町では、平成21年度の学校支援地域本部事業を進めるに当たって、地域の読み聞かせのボランティアを募り、子ども達への読み聞かせの充実を図り、保育園・小・中学校でボランティアの方による読み聞かせの充実を図ってきました。また、家庭での読書の習慣化をめざし、親子読書などの取組も行ってきました。今後も、地域や家庭とも連携して子ども達が生活全体の中で本に触れ親しむようにしていきます。

また、魅力ある図書館経営も読書への興味関心を高めるためにはとても重要です。図書館職員の資質の向上や蔵書の充実等、学校図書館と町立図書館とのより密接な連携により、子ども達を取り巻く図書環境を充実させていきます。併せてレファレンス機能の充実や図書イベント等の実施により、図書を借りるだけではなく、人が集まるコミュニティ図書館としての機能を一層充実させていきます。

<主な取り組み>

- 図書標準達成に向けた蔵書の充実
- 町立図書館と学校図書館の連携による図書の有効活用
- 保小中における親子読書の推進
- ボランティアによる読み聞かせの充実
- 図書館司書の配置と資質向上

(3) 食育の推進と学校給食の充実

<現状と課題>

「食」は心身の健康の源であると同時に、豊かな人間性を育む基礎となるものです。家族で囲む食卓は大切なコミュニケーションの場でもありますし、それぞれの家庭に独自の味わいがあるように、食は文化でもあるとも言えます。鳥取県は、その豊かな自然に育まれる食材を生かした豊かな食生活を送ることを目的に「食のみやことつとり～食育プラン～」を策定・改訂しています。本町でも、米を代表とする地域の産物を口にし、郷土の良さを知る機会として食育の展開を図っていかなければなりません。平成22年度から実施している給食における町内産特別栽培米の提供や地元野菜の使用など、地産地消を進め、子ども達と生産者とを結びつけるとともに、保小中が連携した系統性のある食育を展開していきます。また、食育の要となる栄養教諭を継続して配置するとともに、保育園や行政の栄養士とも連携し、町全体での食育の推進を図ります。

給食センターを中心に、これまで以上に安心安全な給食を提供するとともに、食物アレルギーなどにも適切な対応を心がけていきます。併せて災害時に備え、他町給食センターと連携した給食の提供などについても引き続き訓練を重ねていきます。

<主な取り組み>

- 家庭や地域と連携した食育の推進（地産地消）
- 栄養教諭を核とする食育の充実
- 系統性のある一貫した食育推進計画の作成と実践
- 給食センター充実による安心・安全な給食の提供
- 町内産特別栽培米等地元食材の提供による地産地消による給食の提供
- アレルギー体质の児童生徒への安全な給食の提供

(4) 児童生徒の体力の向上

<現状と課題>

「知・徳・体」と言われるように、体力の向上は健やかな成長には欠かせないものです。体力は身体面の健康だけでなく、意欲や気力といった精神面の充実にも関わっており、健全な発達や豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

子ども達の体力の向上には、体育科という教科の学習だけでなく、遊びや部活動など生活を通した日常の運動ということも重要です。

保育園では、外遊びやリズム運動などを通して体を動かすことの楽しみを味わわせたりするような取り組みを続けてきました。また、小・中学校では体育科だけでなく、各種スポーツ大会に向けた課外体育やスポーツ少年団、部活動などにより、体力の向上を図ってきました。また、マラソン大会や駅伝大会など、体力の向上を目指す行事を通して、自らの体力を向上させようとする意欲づけも行ってきました。

一方で、運動をする子しない子の二極化などの課題が見られます。今後は、子ども達の体力をしっかりと分析するとともに、課題に応じて適切に全ての子ども達の体力向上の取組を進めていきます。

<主な取り組み>

- 体力・運動能力調査（新体力テスト）の結果等をもとにした的確な体力分析
- 課題をもとにした体力向上推進計画の作成と実践
- 外遊びの奨励などによる運動の日常化
- 体育や体育的行事、部活等を通した体力や運動能力の向上

3. 基本的な方向3： 幼児教育の充実

(1) 質の高い保育の提供

<現状と課題>

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、子供の国保育園では、これまでも様々な体験を通して豊かな心情や物事に関心を持ち自ら取り組もうとする意欲を育むことを目標に保育を提供してきました。また、基本的な生活習慣や友達との関わりの中で社会性を身につけていく時期に、幼児が集う保育園の果たす役割は大きいと言えます。乳幼児期の発達段階に合わせた、自己肯定、多様性、自分で選ぶ・決めるなどの生きる力につながる保育を目指します。小学校への接続も意識した取組を進めていくためにも、今後も職員の資質向上を図り、現在実施しているテーマ保育や環境保育の充実など質の高い保育を提供するようにしていきます。学校教育の前倒しではなく、様々な活動を通してこの時期に必要な遊びきる体験を充実させ、江府町の豊かな自然環境を生かした保育の充実を図ります。異年齢保育や年齢別保育も、ねらいに応じて効果的に行っていきます。また、子育て支援センターは「親と子の育ちの場」としての役割も担っており、引き続き育児や子育て支援の機能を持つことが求められています。育児に不安を抱える保護者に対応するため、ネウボラ会議など福祉保健課とも連携をしながら支援センター機能も充実させていきます。

<主な取り組み>

- 子どもの興味関心を広げるテーマ保育や環境保育の充実
- ヒト・モノ・コトに出会う体験活動の充実
- 小学校就学を視野に入れた、学びの連續性を持った保育の展開
- 異年齢保育の充実
- 育児不安解消のための相談機能としての子育て支援センターの充実

(2) 保育環境の整備

<現状と課題>

子どもの人数は減少傾向ですが、3歳未満児の入所人数は増加傾向にあります。保護者のほとんどが就労状況にある現在、就労保障の面においても子育て環境の充実を図っていく必要があります。また、乳児期の大人の関わりは、子どもの自尊感情の形成に関わってくることもあります。長時間過ごす場合でも園が安心できる居場所となり子どもにとって過ごしやすい環境であることを、保育内容において意図的に家庭的な保育を実施することが大事です。そのため、特に、6か月児からの入所希望に対応するための環境整備が必要になってきています。

その他、個別の発達状況に関する相談等も年々増加しているため、多面的な視点から、子育てを保護者とともに進めていく体制と施設整備が必要です。

また、子供の国保育園園舎の裏山の急傾斜地が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）となっており、一部は土砂災害特別区域（通称：レッドゾーン）となっています。送迎の際の駐車場の確保や車の往来のための久連橋の拡幅などの課題もありますが、財政的な問題等があり、実現は難しい状態です。現在の園舎は昭和54年に建築され老朽化しているため、近年修繕を繰り返している状態です。そこで、子供の国保育園の移転・新築について十分な時間をかけて協議していく必要があります。

<主な取り組み>

- 安心して預けられるための人的配置
- 完全給食実施による食育の推進
- 障がい児保育、一時預かり保育など個別のニーズに応じた保育
- 園舎の移転・新築についての協議

4. 基本的な方向 4： 安心安全な教育環境

(1) 環境整備の推進

<現状と課題>

地震大国の日本では、耐震化は安心安全な教育環境整備には欠かせません。本市では、平成 20 年度に小学校の校舎の大規模改修、平成 21 年度に小学校体育館の新築、平成 26 年度に江府中学校の新築と施設整備を進めてきました。これにより、小・中学校の教育施設は全て耐震化を終えました。近年の異常気象にも見られるように、気温の変化が激しくなってきており、空調設備の整備も重要な教育環境です。小学校では平成 25 年度に、中学校は平成 26 年度の新築に合わせて、全ての教室に空調設備を整備しました。今後は、施設設備の維持管理を計画的に進めていくことが必要です。

江府小学校のプールも、使用年数が長くなり老朽化が激しくなってきました。また、給食センター移転にともなう、センター跡の有効活用についても検討しているところです。

指導法の多様化に対応するため、小・中学校では児童生徒一人一人にタブレットを整備しました。今後も ICT 環境の整備を進めていきます。

理科や家庭科等の授業に使われる教材教具や楽器なども年数とともに破損や老朽化が進むことから、計画的な整備を進めています。

感染症対策として、衛生用品の整備や換気促進のための施設整備等を実施しました。また、感染症による臨時休校を考慮し、オンライン授業環境を整備しました。

今後も継続的な対策を実施していきます。

<主な取り組み>

- 施設設備の維持管理（LED 照明の整備等）
- 情報教育の充実のための環境整備促進
 - （電子黒板、タブレット、デジタル教科書等の導入）
- 給食センター跡の有効利用
- 教材・教具の計画的整備
- 感染症対策（オンライン授業環境の整備、衛生用品の整備、換気促進のための施設整備）

(2) 学校安全対策の強化

<現状と課題>

社会規範に対する意識の変化などから、本来安全であるはずの保育園や学校、または通学路等で子どもが被害者となる事件が起こる時代になってきました。子ども達の身の安全確保は全てに優先されなければなりません。これまで行つてきた定期的な安全点検をより丁寧に行い、通学路や校舎等の危険個所を把握するとともに、十分な安全対策を講じていきます。また、平成30年に子どもかけこみ110番の家の名簿を刷新したり、地域住民による「ながら見守り」を実施したりして、住民参加の防犯体制も整えてきました。地域で子どもを守るという意識も高めていく取組も進めます。環境整備だけでなく、自らが自分の身を守るという観点からの防災教育・安全教育の充実も進めます。

いじめや暴力など生徒指導上の問題から不安を抱える子ども達や、家庭環境の複雑化により家庭の状況を背負ったまま学校にやってくる子ども達も多くなりつつあります。また、情報化社会のなかでケータイやインターネットなどによる被害は都会・田舎関係なく起こりうるものです。

全ての子ども達が生き生きと園や学校生活を送ることができるよう、子ども達を取り巻く環境を的確に把握し、必要な支援を早期から行っていくため、関係機関が連携して支援に当たるようにしていきます。

<主な取り組み>

- 通学路や校舎等の安全点検及び環境整備と通学支援制度の充実
- 防災教育、情報モラル教育の充実
- 地域住民参加による、安全見守り活動の充実
- 危機管理（防災、不審者対応）マニュアルの改善・充実
- アンケートやアセスメント等による児童生徒理解の充実
- 江府町学校いじめ防止基本方針（H30改訂）に基づく取組の充実
- 教育相談室の機能強化
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー※2の活用
- 江府町要保護児童対策協議会を通じた児童生徒、家庭への適切な支援・指導

※2 スクールカウンセラー

学校に配置され、児童、生徒の問題や悩みの相談に応じるとともに教師や保護者に対して指導、助言を行う専門家。

5. 基本的な方向 5：学校・地域・家庭の連携

(1) 家庭や地域の教育力の向上

＜現状と課題＞

教育の原点は家庭教育です。学習の基礎となる基本的な生活習慣は、望ましい家庭教育のもとで育まれます。しかし、少子化・核家族化が進む中で育児不安やしつけに対する不安などを持つ保護者は増えています。保育園では、子育て支援センターを通して、育児をする保護者を支援するようにしてきました。また、保護者会や各校のPTA対象の研修会なども実施してきました。今後は、望ましい家庭教育が全ての家庭で実践されるよう、子育てだけでなく親育ちという観点からの保護者研修の充実が必要です。また、家庭と連携した家庭学習への意欲付けということも大切な取組です。不安に寄り添い、保護者や家庭が安心して子育て取り組めるような支援も進めています。

令和2年度より、本町でも学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクールをスタートさせました。地域による学校教育への積極的な参画を進めていく中で、これまで行ってきた地域による学習・行事支援を一層充実させるとともに、家庭教育も含めた地域での子ども達の健全育成、また学校との連携による地域の活性化などにも取り組んでいきます。

これまで以上に地域と学校がつながることにより、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

＜主な取り組み＞

- 家庭教育の充実（親育ち）のための研修と啓発
- 学校運営協議会の活動の充実による、地域の学校づくりへの参画
 - ・学校支援活動の充実
 - ・地域による子ども達の健全育成の取組
 - ・子ども達の地域活動参加による地域活性化

(2) ふるさと教育の推進

<現状と課題>

ふるさとを愛し、ふるさとをより良くしようとする人材を育てていくことは、これからの中町教育の大変な視点でもあります。

ふるさとに住む人材は、子ども達の学習には欠かせない要素です。保育園では、各種団体との交流活動を通して、地域の方とのふれあいの場を設けています。また、小学校では、中町が誇る豊かな自然や歴史を素材にした学習も行っています。自分たちの町の良さを知ることは、郷土を愛する心を育む活動でもあります。小学校では「ブナの実プロジェクト」と称して、地元誘致企業の協力を得ながら、中町の宝でもある「水」について学んだり、土曜学習を通じて500年の伝統を誇る「十七夜」について学んだりすることを通して、ふるさとの良さについて理解を深めました。また、中学校でも職場体験学習などを通して、地域で働く人に触れ合いを学ぶ場も設定してきました。

これからは、ふるさとを学ぶだけでなく、ふるさとを創る地域の担い手づくりとしてのふるさと教育の充実が重要です。平成30年度からは、アントレプレナーシップ・スクール事業を通して、ふるさと教育の充実を図ってきました。そこでの学習の成果は「中学生議会」という形で行政とつながる取組として実践を積んでいます。

新しく開校する義務教育学校では、特設の教科の軸をふるさと教育とし、系統性のある充実した教育の実践を図ります。ふるさとについて「触れる」、「調べる」といった活動を通してふるさとを知り、ふるさとを自分で創る教育へと充実を図っていきます。

<主な取り組み>

- 豊かな自然や歴史を題材にした地域学習の推進
- 土曜授業を活用した「開かれた学校づくり」の推進
- 職場体験学習などキャリア教育の充実
- アントレプレナーシップ・スクール事業や中学生議会などによる行政の町づくりと連携した教育の推進

II 社会教育

6. 基本的な方向1：青少年の育成

(1) 青少年の健全な育成

＜現状と課題＞

現在の社会は、情報の氾濫、経済の停滞、少子高齢化の進行や地域の教育力の低下など、若者にとって厳しい状況にあります。そのため、青少年の健全教育にはこれまで以上に多くの支援や協力が必要とされており、町全体で子どもたちを育てる環境の整備に取り組む必要性があります。

家庭は青少年の成長において重要な役割を持っています。しかし、時代の変化とともに、社会全体の規範意識の低下や親自身の経験不足などによる親子関係の希薄化や過干渉など新しい課題も生まれてきています。従来家庭が担ってきた基本的な生活習慣やマナーなどを家庭だけで身につけさせていくことが難しい時代になってきていることを踏まえ、家庭教育支援を推進していきます。

また、青年層では、社会的、精神的な自立を支援し、社会での役割、責任ある行動、社会に貢献する気持ちを育成することが重要です。

これまであった青少年育成江府町民会議と学校運営協議会が連携して、地域全体で子ども達の健全育成に向けた活動の充実を図っていきます。

＜主な取り組み＞

- 家庭教育支援の実施。
- ペアレンタルコントロール^{※3}等の推進によるネットトラブルの抑制
- 青少年育成江府町民会議と学校運営協議会の連携による育成活動の推進
- 学校運営協議会との連携
- リーダー育成事業の実施
- 青年団の活動支援

※3 ペアレンタルコントロール

子どもによるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の利用を親が監視して制限する取り組み

(2) 社会性の育成

<現状と課題>

国際化、情報化の急速な進展や雇用の流動化など、多様で激しく変動する現代社会を生きていくために、時代の動き、社会の動きに積極的に目を向け、他者に対して適切に対応しながら、集団の中で協調的に行動ができる力、いわゆる「社会性」が求められます。しかし、現代社会は人間関係の希薄化、ネットなどによる実体を伴わない交流などお互いが力を合わせて何かを成し遂げるというような経験が減少しています。

より良い社会を主体的に形成していくために、子どもたちに人と人が関わる実経験を通して、人間関係を構築する力を育むとともに、地域との協働による活動を通じて、自分が社会から必要とされていることを感じさせ、社会のために役立つ人材を育てることが求められています。

スポーツ少年団や放課後子ども教室、青少年育成江府町民会議等の行事などの中で、学校とは異なる関わりを通して社会性の育成を培っていきます。また、学校運営協議会を核とした子ども達の地域との交流や、保小中の保護者を対象とした事業などにより、様々な活動を通して子ども達に加え、成人者の社会性の育成も目指します。

<主な取り組み>

- 青少年を対象とした体験活動の推進
- 放課後子ども教室等における異年齢集団での交流・体験機会の提供
- 学校運営協議会を核とした子ども達のボランティア体験や保護者対象事業の実施

(3) 地域の子育て環境整備の推進

<現状と課題>

平成26年7月に策定された国の「放課後子どもプラン」（文部科学省・厚生労働省共同）において、全ての小学生が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにするための取組を推進することが示されました。

これに基づき本町では、江府小学校の江府っ子ルームを拠点に、保護者が求める子どもの安全・安心な居場所として、また、地域の大人との交流や学びの場として、子育て支援、健全育成の両面から子ども教室を実施しています。

平成27年度に実施した保護者アンケートの結果に基づき、平成28年度から通年実施としましたが、児童数は減少傾向ながら多様な家庭環境は複雑化しており、今後も保護者のニーズ、地域の要望に基づいた事業を展開していく必要があります。課業日における放課後子ども教室だけでなく、保護者のニーズの高い長期休業中の子ども教室も引き続き実施するとともに、活動の充実を図っていきます。

また、未就学児に対しては、保育料の無償化を維持するとともに、土曜に保育園の施設開放をするなど、子育てしやすい環境づくりに努めます。未就園児世帯に対しても、子育て支援センターが関わりを持ち子育て世代の保護者支援も行っていきます。

<主な取り組み>

- 放課後子ども教室の実施
- 長期休業中（夏・冬・春）の子ども教室の充実
- 保育料無償化の継続
- 子育て支援センターによる未就園児世帯支援

7. 基本的な方向2：学習機会の充実

(1) 生涯学習の推進

<現状と課題>

平成18年に教育基本法が改正され、生涯学習社会の実現が社会全体で取り組むべき共通の目標として掲げられました。日常生活においても絶えず新たに生み出される知識や技能を生涯にわたって学んでいく必要があります。また、活力のある地域づくりを実現するためにも、町民が地域の抱えている様々な問題に关心を持ち、その解決に向けた学習活動を行っていくことが求められています。誰もが生涯にわたって学習し、自己の人生を充実させるとともにその学習成果がそれぞれの地域で活かされ、知の循環型社会※4へとつながるよう計画的に取り組んでいくことが重要です。今後、町民の学習ニーズを踏まえ、自主的・主体的に学ぶことができる学習機会の充実が求められています。

これまで取り組んできた明徳学園は引き続き開講し、高齢者の学びの場の充実を図ります。また、公民館講座も従来のものに加え、住民の希望に応じた自主講座も開催し、多様なニーズに対応する公民館活動を行っていきます。地域課題に応じた講座の開催なども進めています。

<主な取り組み>

- 明徳学園の開講
- 公民館等における多様な講座の実施
- 地域課題、ふるさと学習講座の実施
- 社会教育団体の活動支援

※4 知の循環型社会

各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に返し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会

8. 基本的な方向3：施設機能の充実

(1) 生涯学習施設の充実

<現状と課題>

町内には公民館として中央公民館が1館、分館が40館あります。

現在、公民館などで行われている講座、教室などでは、個人の趣味などを満たす「要求学習」と言えるものが多くありますが、人づくり、まちづくりの視点から現代的課題を学ぶための「必要学習」の充実が求められています。今後は町民自らの学びをさらに積極的に進めるため、生涯学習情報、機会の提供のほか、引き続き講座の企画、運営などの支援体制をつくり、町民による自主講座を支えていく必要があります。

令和3年1月に役場庁舎を新築したことに伴い、新庁舎に公民館施設としての多目的室を併設しました。新しい庁舎での公民館活動を通して、町民のニーズを把握し、さらに工夫改善を進めています。

町立図書館として、防災・情報センター内の1階スペースと2階廊下本棚を使用し、地域住民の学習資料・読書用蔵書等を提供していますが、町民の幅広い世代のニーズにそえるように、保育園・学校図書館、県立図書館等とも連携を図っていくことが必要です。また、1階ITルームにはパソコンを備えるとともに個人の学習環境として利活用されています。こうした落ち着いた学習環境の拡充も検討することが大切です。令和3年1月に教育委員会事務局が新庁舎に移転したことに伴い、これまで事務室としていたものを図書館の書架や学習スペースとするなど、施設の有効利用を図っていきます。また、ICT技術の進歩により来館者のインターネット利用などが想定されるため、館内のWi-Fi環境の充実を図りました。ネット環境の活用も進めています。

<主な取り組み>

- 公民館の運営、管理
- 公民館活動の活性化研究
- 他の公共図書館との連携
- 町立図書館運営充実の研究
- 学習環境の拡充

9. 基本的な方向4：歴史・文化遺産の活用

(1) 文化財保護の推進

<現状と課題>

文化財は、保護の手をさしのべなければ消えてしまう貴重で繊細な“ふるさとの財産”です。

古くから地域で伝承されてきた習慣や行事などが、時代の変化と共に失われつつあり、記録存続が急務です。また、地域の歴史・文化などを正しく理解するうえで欠くことのできない資料であり、将来地域の発展・向上への礎となるものです。貴重な文化財が滅失する前に、見い出し保存することが必要です。これまでにも、文化財保護審議会での協議も踏まえ、文化財保全のための取組をおこなってきましたが、今後も、地域住民との協働など、効果的な保存・保全方法を検討していきます。併せて、町内に点在している文化財の案内表示板の設置、案内パンフレット・散策マップなどの刊行などにより、見学者が興味関心を持って学習・体験できるような取組も進めます。

<主な取り組み>

- 調査・保存していく体制の整備
- 文化財情報の発信
- 地域住民と一体となった保存・保全活動の推進

(2) 郷土学習の推進

<現状と課題>

文化財を将来に渡り継承していくためには、地域住民が文化財保護の意識を高めていくことが重要です。そのためには、文化財を活用してあらゆる世代の人々が文化財や地域の歴史、自然環境等に気軽に親しむ機会を充実させていかなければなりません。本町には、文化財の知識や伝統技術を保持する貴重な人材が存在します。個人の知恵を生かした特色ある郷土学習が推進できるよう環境を整える必要があります。町民が文化財に親しみ、郷土を誇りに思う心や郷土を愛する心を育むために、資料展示や学習の機会を設け、ふるさとが誇る貴重な文化財に触れる場を設けていきます。町立図書館に郷土関連の図書や地域住民の手によってつくられた郷土学習資料を配架するなど、気軽に文化財について学べるような場や、町民に文化財を紹介する機会を設けるようにしていきます。

また、また、学校での学習や体験活動を通して、子ども達が文化財や伝統芸能に触れる場を設け、郷土について学ぶ場を設け、それらを引き継ぐ次世代の育成を図ります。

<主な取り組み>

- 町文化祭など機会を生かした文化財特設展示の充実
- 郷土学習や体験学習の推進
- 文化財保存の後継者育成

10. 基本的な方向5：芸術文化の振興

(1) 芸術文化にふれる機会の充実と人づくり

<現状と課題>

時代の変化に伴う価値観の多様化などを背景として、「心の豊かさ」を重視する傾向が年々強まっています。

若い世代の独創性や創造性を育むためには、幼少期から優れた芸術文化にふれ、豊かな情操を養う機会が大切です。また、次代の担い手が育っていくための体制づくりが求められています。

地域の特性を生かした個性的な地域文化を創造するため、住民の自主的な文化活動の支援及び、民俗芸能など無形文化財の伝承活動の促進を図り、公開発表の場を確保するとともに、記録保存に努めることが大切です。

本町が誇る無形文化財でもあるこだいち踊りは、学校での踊り指導などを通して文化の伝承を図ってきました。今後もそのような取組を通して指導者や後継者の育成を図っていかなければなりません。その他の伝統文化についても、関係機関と連携を図りながら、継承・発展に努めます。

<主な取り組み>

- ふるさとの伝統文化及び芸能の継承、発展
- 情報の収集、提供の推進
- 文化祭などの市民参加事業の推進
- 指導者の育成・活用
- 本物の「芸術」に触れる機会を増やす。

11. 基本的な方向 6 : スポーツを通じた健康で豊かな生活づくり

(1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

<現状と課題>

少子化に伴い、本町の児童対象スポーツクラブや中学校の運動部での所属者数は減少を続けています。この影響によりスポーツクラブや中学校の運動部が廃止されるなど、スポーツを選択する機会が大きく減少しています。

しかし、人口減少等の大きな課題がある中でも、歴史ある「山陰ソフトテニス大会」をはじめ、多くの町体育協会主催のスポーツ大会等を継続して開催しています。健康で豊かな生活づくりのために、引き続き、スポーツを通じた地域活性化・連携を図っていきます。

<主な取り組み>

- スポーツ少年団の活動支援
- スポーツ教室及びスポーツ大会の充実
- スポーツ団体の支援

(2) 若者のスポーツ機会拡充と高齢者の体力づくり支援

<現状と課題>

本町における住民のスポーツ参加は、大会や教室では体育協会及び体育協会各部の主催によるものが中心となっています。自主的な活動はソフトテニスやグラウンドゴルフ、バレーボールや空手など様々あり、誰でもスポーツに参加できます。

高齢者の体力づくりは、グラウンドゴルフ協会活動の他、町福祉保健課が行う体力づくり事業などが行われています。令和 6 年には鳥取県で初となる「全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）」が開催され、本町も一部の種目会場となります。長寿社会となり高齢者が増えてくる中で、健康で豊かな生活を送れるよう体力維持のための事業を支援していく必要があります。

＜主な取り組み＞

- スポーツ教室・大会の開催と PR の強化
- 高齢者の運動機会の拡充
- 高齢者スポーツの支援

(3) 住民が主体的に参画する地域スポーツの環境整備

＜現状と課題＞

本町には、総合型クラブである奥大山ぶなの森クラブを始めとしてグラウンドゴルフなど、住民が自主的に運営を行っているスポーツ団体があります。いずれの団体においても今後活動が充実するよう町施設使用料の減免など、主体的な運営を損なわないようにしながら町としての支援措置を行う必要があります。

また、江府町運動公園総合体育館とその備品が年数劣化により年々、修繕箇所が増加しています。スポーツの場を守る為にも計画的、効率的に修繕を図り環境整備をしていく必要があります。

＜主な取り組み＞

- 奥大山ぶなの森クラブの活動支援
- スポーツ推進委員の活動支援

(4) スポーツ環境の整備

＜現状と課題＞

本町には、町運動公園(総合体育館、総合グラウンド、テニスコート、プール)、小学校体育館、グラウンドなど、スポーツを行うことができる施設があります。

運動公園は平成 26 年度に江府中学校が隣接して建設されたことにより、学校の体育館・グラウンドとしても利用されているため、スポーツ少年団やその他スポーツクラブと調整しながら利用をしています。中学校施設としての利便性も高めながら、住民全体が利用しやすい施設にしていく必要があります。

＜主な取り組み＞

- 公共スポーツ施設ストックの計画的な修繕による長寿命化
- 住民が利用しやすい施設の運営

III 人権教育

1. 基本的な方向 1 : 人権教育の推進

(1) 保育園・学校や地域で学ぶ人権教育

<現状と課題>

2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国は2002年（平成14年3月）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定し、人権尊重社会を早期実現するため人権教育・啓発を推進しています。

令和を迎え現在、人を取り巻く環境はたくさんのハラスメントに象徴される人権侵害に溢れています。依然、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、犯罪被害者等、HIV感染者・ハンセン病患者、罪を償った人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮に拉致問題等様々な人権課題が存在します。この課題に加えこの類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者や新型コロナウイルス感染症に関する人権問題など、社会の変化に従って、これからも様々な人権課題が表面化することが予想され、これらの広がり続ける人権侵害に対して、国をはじめとし、地方公共団体は、迅速な対応が求められています。

本町の江府町人権・同和教育推進協議会では、この様々な人権課題に対して町民の皆さんに人権教育事業を実施し、人権について学びの場を提供しています。

しかし、数年前の同和問題の意識調査では、同和問題に対し意識が希薄になつてきていることが明らかになりました。また、ハラスメントに代表される個人主義的な感情の中、他人を思いやる心、感情も希薄になってきており、無関心の一方で、SNSをはじめとするインターネットによる執拗な個人攻撃により炎上が繰り返されています。このような世情に対して、町の人権教育として幼少期から令和4年度に開校する義務教育学校へと子どもの成長に応じて人権教育を行い、社会人としての人権意識を培うことが必要です。

社会人に対しても人権問題に直面した時、その人に培われてきた人権教育により判断されます。この人権教育の重大さに気づき、学ぶことの必要性を周知していくかなければなりません。

社会の変化に対応した人権課題に対して、工夫により取り組みやすい研修会、学習会を実施することが必要です。人権教育の母体となる江府町人権・同和教育推進協議会の組織強化を図り、人権教育を進めていきます。

<主な取り組み>

- 保育園、小・中学校の指導計画に沿った実践の取組
- 取り組みやすいテーマで行う小地域懇談会
- 様々な題材を取り上げた「たんぽぽ学級」の実施
- 町民が参加しやすい町人権・同和教育研究集会の実施
- 町人権・同和教育推進協議会の組織強化及び他団体との連携強化

江府町教育大綱

令和3年4月1日

〒689-4401

鳥取県日野郡江府町江尾 1717 番地 1

編集：江府町教育委員会